

「千葉県県土整備部 ICT活用工事試行要領」の制定について

平成29年3月23日

千葉県県土整備部技術管理課

電話 043-223-3111

建設工事の生産性を向上し魅力ある建設現場の実現を図ることを目的に国土交通省が推進するi-Constructionの3つの「トップランナー施策」のひとつである「ICTの全面的な活用（ICT土工）」（以下「ICT活用工事」という）を、今後、千葉県発注工事において普及・促進を図るため、ICT活用工事の試行に当たり、必要な事項を定めた「千葉県県土整備部 ICT活用工事試行要領」を制定します。

1 適用条件

- (1) 「施工者希望型」※1として実施し、「ICT活用工事積算要領」に基づき設計変更の対象として取扱います。
- (2) 土工（対象工事）を含む工事
- (3) 特記仕様書に「ICT活用工事※2」が設定されている工事
- (4) 希望表明可能時期は、土工にかかる起工測量開始前まで
※平成29年4月1日以降、契約手続を開始する工事に適用します。
※総合評価の技術提案においてICT技術の活用は評価対象となりません。

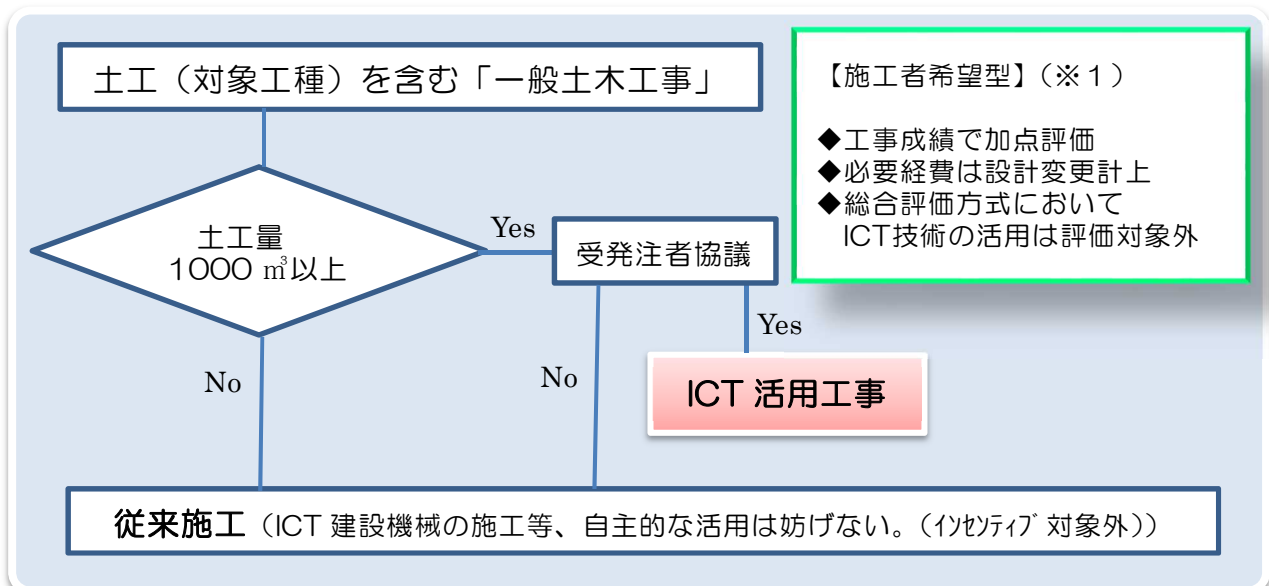
【ICT活用工事】（※2）

建設生産プロセスの全ての段階（①～⑤）においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 対象工事（県土整備部発注工事に限ります）

- (1) 土工数量は1000m³以上
- (2) 河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）
- (3) 道路土工（掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工）



3 ICT活用工事試行要領 及び 基準類

千葉県ホームページに掲載

URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html>